

様式第 2 2（第 2 7 条）

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 に 係 る 変 更 通 知 書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名

電気工事業の開始に伴う届出事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 許可（ ー ）第 号

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3. 変更の年月日 令和 年 月 日

4. 変更の理由

※電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の規定による通知の年月日

年 月 日 長 み通 第 号

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 *印の項は、記載しないこと。

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
1. 本社住所の変更 〒730-0012 広島県広島市上八丁堀〇ー△ 2. 建設業の許可の更新 国土交通大臣許可（特－14）第〇〇〇〇号 平成 14 年〇月〇日許可 3. 営業所等の変更、新設 営業所の名称：本社 所在の場所： 〒730-0012 広島県広島市上八丁堀〇ー△ 電気工事の種類：自家用 主任電気工事士等： □□ □□ 第一種 〇〇県第×××号 営業所の名称：岡山営業所 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下△－×－△ 電気工事の種類：自家用 主任電気工事士等： 〇〇 〇〇 第一種 〇〇県第◇◇◇号 営業所の新設	1. 本社住所の変更 【変更の理由】本社移転のため 【変更年月日】平成〇〇年××月◇□日 〒720-8501 広島県福山市東桜町◇ー× 2. 建設業の許可の更新 【変更の理由】許可の更新のため 【変更年月日】平成〇〇年××月◇□日 国土交通大臣許可（特－19）第〇〇〇〇号 平成 19 年〇月〇日許可 3. 営業所等の変更、新設 【変更の理由】本社移転・主任電気工事士変更のため 【変更年月日】平成〇〇年××月◇□日 営業所の名称：本社 所在の場所： 〒720-8501 広島県福山市東桜町◇ー× 電気工事の種類：自家用 主任電気工事士等： □□ 〇〇 第一種 〇〇県第×△〇号 営業所の名称：岡山営業所 〒00-8570 岡山県岡山市北区内山下△－×－△ 電気工事の種類：自家用 主任電気工事士等： 〇〇 〇〇 第一種 〇〇県第◇◇◇号 【変更の理由】山口営業所の開設のため 【変更年月日】平成〇〇年××月◇□日 営業所の名称：山口営業所 所在の場所： 〒753-8501 山口県山口市滝町△ー〇 電気工事の種類：自家用 主任電気工事士等： △△ △△ 第一種 △△県第〇〇〇号

誓 約 書

令和 年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

当社及び当社の社員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表取締役		取 締 役			
				監 査 役	
				監 査 役	

備 付 器 具 調 書

営業所名：_____

器具名	製造事業者名	型式製造番号	製造年	台数
絶縁抵抗計				台
接地抵抗計				台
抵抗及び交流電圧を 測定できる回路計				台
低圧検電器				台
高圧検電器				台
継電器試験装置				台
絶縁耐力試験装置				台

注：営業所ごとに作成すること。

継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置を他の者等から借り受ける場合

(記載例)

電気器具使用に関する取決書

令和〇年〇月〇日をもって〇〇〇〇株〇〇営業所備付けである下記の電気器具は、〇〇〇〇株△△営業所より使用申込みのあった場合、必要に応じて随時貸与するものと取決めする。

但し、〇〇営業所と△△営業所が下記の電気器具使用について競合する場合は、そのときに両者間で調整することとする。

記

1. 貸与物件
- (1) 継電器試験装置
- (2) 絶縁耐力試験装置

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇	印
〇〇〇〇株式会社	〇〇営業所所長	〇	〇	〇	〇	印
〇〇〇〇株式会社	△△営業所所長	△	△	△	△	印

【みなし通知電気工事業者変更届出】

●届出が必要な場合

届出に係る建設業者に次の変更があったとき

イ．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

→→ 必要書類 (1) (2) (6)

ロ．建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

→→ 必要書類 (1) (4)

ハ．電気工事業を営む営業所の名称及び所在の場所

→→ 営業所の廃止の場合は(1)。ただし、1つの県内に収まる場合は、県への移管手続きが別途必要。

→→ 営業所の新設の場合は、(1)～(5)

→→ 県から監督部への移管の場合は、(1)～(6)

●提出書類等（白丸を黒く塗りつぶしながら提出書類をご準備下さい。）

- (1) 様式第22（電気工事業に係る変更通知書） ※注釈1
- (2) 誓約書（役員に関するものであって役員の変更の場合に限る）
- (3) 備付器具調書（借受ける場合は取決書も必要） ※注釈2
- (4) 建設業の許可通知の写し
- (5) 営業所の位置図
- (6) 登記事項証明書（通知者が法人である場合に限る）

※注釈1 様式第22（電気工事業に係る変更届出書）について

- ・「2. 変更事項の内容」欄にすべて記載できない場合は、別紙で提出のこと。

※注釈2 備付器具調書

- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、同業者や工業組合等との賃貸契約又は他の営業所からの持ってくる事ができる等、必要なときに準備できることを証する書類（取決書）を用いて備え付けられているものと判断することができる。

※ 連絡先について

- ・記載内容について確認させていただく場合がありますので、「電気工事業に係る変更通知書」の欄外に鉛筆書きで、担当者氏名と連絡先（電話番号等）を記入してください。